

- 1 会議名 議会運営委員会
- 2 日 時 令和4年8月22日（月）
開会 午前10時
閉会 午前11時47分
- 3 場 所 正・副議長応接室
- 4 出席委員 （委員長）片岡健一郎、（副委員長）須藤智子
（委員）谷平敬子、宮川隆、梶谷規子
- 5 欠席委員 なし
- 6 出席議員 伊藤隆信議長、関戸郁文副議長、水野忠三議員、大野慎治議員
- 7 説明員 行政課長 佐野剛
- 8 事務局 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕
- 9 委員長あいさつ
- 10 議長あいさつ
- 11 協議事項
- （1）令和4年9月（第3回）定例会について
- ①議案の上程について
- 行政課長：資料に基づき説明
- 先議として一般会計補正予算1件、報告5件、条例の一部改正3件、先議を除く補正予算4件、令和3年度決算認定7件の計20件の付議事件と確認した。
- 【質疑】
- 質疑なし。
- ②会期の確認について
- 議会事務局統括主査：資料に基づき説明
- 資料会期（案）のとおり議会に諮るものと決した。
- 【質疑】
- 質疑なし。
- ・全員協議会及び議会基本条例推進協議会の開催日を9月21日と確認した。
- ③議案精読時間について
- 10分間と決した。
- ④一般会計・特別会計決算審議での質疑区分について
- 議会事務局統括主査：資料に基づき説明
- 資料のとおりと決した。
- 【質疑】
- 質疑なし。

⑤代表監査委員への質疑通告について

慣例から通告期限を本会議初日 8 月 26 日（金）午後 5 時と決した。議会運営委員会終了後に本件について議員あてに通知するものと決した。本会議での質疑の順番は慣例により提出順であることを確認した。

【質疑】

質疑なし。

⑥決算証書類審査について

慣例により、初日は午前 10 時から午後 5 時まで、2 日目は午前 9 時から午後 5 時まで、最終日は午前 9 時から午後 4 時までと決した。資料要求の期限は 2 日目（9 月 12 日）の午後 4 時と決した。なお、決算証書類審査最終日の翌日が財務常任委員会初日であることから、議員が望む日時に執行機関が資料を用意できないことが見込まれ、資料要求の際は担当課と資料の確認をいただくようお願いした。

【質疑】

質疑なし。

⑦一般質問発言順序について

伊藤議長：一般質問通告要旨について資料に基づき説明、3 人の議員の一般質問要旨について市の一般事務に当たるかを議会運営委員会へ諮問する。

議会事務局長：補足として、会議規則には当該団体の一般事務について質問すると規定されている。

行政課長：要旨については本会議答弁のために担当課へ割り振るが、会議規則に規定される市の一般事務については、明確な規定もない。自治法に一般事務が大まかに規定されているが「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する」というのが地方公共団体の事務に当たる。この範囲がご質問いただく内容かと推測される。

宮川委員：原則論として一般質問に制限をかけないというのが私たちの立場で、この 3 人の議員が聞きたいのは市長の立ち位置や行政運営の方向性ではないかなと考える。国会で決めるものを市長の発言で市政運営に影響が与えられるというのが論点なのかなと考えるが妥当ではないかなと思われる。

谷平委員：質問すべきでないと考える。

須藤委員：一般質問になじまない。

梶谷委員：市民からの声で一般質問で取り扱ってほしいということであった。

他市町の動きを見ながら市民の声に応える形で質問することとした。

水野議員：国葬についての考え方をお聞きするものではない。国葬の際に市がどのような対応をするかというものを質問するのだ。国葬を賛成・反対ということを聞き出すものではない。

片岡委員長：市の一般事務に値するかどうか判断基準になると考えるが。

宮川議員：学校行事をどうするかとか半旗にするかは自治事務であり、一般事務の範囲内と考える。

関戸副議長：国葬に関して市に通達されているものなどはあるか。

行政課長：現在は連絡や通知もない。

梶谷委員：教育委員会には半旗の伝達があったと聞いた。

片岡委員長：議会運営委員会としてまとめると、各委員からの意見を聞くと一般事務に関するものもあれば、そうでないものもあるように判断できた。議論を踏まえた上で議長に一般質問の要旨内容を判断いただければと考える。

宮川委員：質問内容によっては答えられないものは、執行機関が答弁できないと判断されても致し方ないのではないか。

関戸副議長：今の委員の議論をまとめる。資料一人目の議員は（１）が、二人目の議員は（１）（２）が、三人目の議員は１（１）に問題があるのではと感じたが、議論の結論としては以上でよろしいか。

片岡委員長：副議長がまとめられたが、各委員の考えと一致しているか。

宮川委員：要旨についてこれからヒアリングも行われるが、そこで深く質問趣旨に至るのでそこで判断できることもある。一見して一般事務に関わらないように見えても深く聞き取ることで市民に影響のある質問であるかもしれない。

水野議員：国葬の賛否については国民の間で大きな議論になっている。国が国葬を国の行事と決めた後で、岩倉市がやらなければならないことも出てくるだろう。国葬が良いか悪いか、国葬に賛成か反対かという話は国会の議論であるので、そこで区分できると考える。

伊藤議長：執行機関が答えられる範囲内で対応いただくと考えている。

宮川委員：議長が個別に議員に対してヒアリングするかどうかもあるが、議長から市の一般事務に関する内容で質問するよう通達することで良いかと考える。

伊藤議長：市の一般事務の範囲内での質問となるよう心掛けていただく、この場にはいない議員にもその旨を伝えたい。

片岡委員長：議会運営委員会は最終決定できないので、今の議論を踏まえて議長に対応をお願いする。

議員 12 名から一般質問の要旨が通告されたことを確認し、各日 4 名ずつ一般質問を行うものと決した。

また、一般質問の順序は、くじにより次のとおりと決した。

9 月 2 日（金）

鬼頭博和議員、大野慎治議員、水野忠三議員、片岡健一郎議員

9 月 5 日（月）

関戸郁文議員、梶谷規子議員、宮川隆議員、木村冬樹議員

9 月 6 日（火）

堀 巖議員、黒川武議員、梅村均議員、井上真砂美議員

⑧請願及び陳情について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

本日までに 9 月定例会で取り扱うべき請願・陳情の提出については、請願 1 件、陳情 3 件であることを確認した。陳情第 14 号及び第 15 号は、意見陳述を希望されていることを確認した。

【質疑】

梶谷委員：請願が他に 1 件提出される予定であるが、9 月定例会で取り扱うための期限は定例会初日の午後 5 時で良かったか。

議会事務局統括主査：そのとおりである。

片岡委員長：陳情の取扱いに関しては議会基本条例推進協議会で議論が進んでいるところではあるが、9 月定例会においても陳情が提出されているため、今回は委員会へ送付と考えるが協議いただきたい。意見書が添付されているので、これを提出するかどうかは委員会の判断で可能と言える。

梶谷委員：以前は請願として提出されたがなぜ請願として提出されないのか。

宮川委員：そのことは昨年の委員会で陳述人に尋ねた。

大野議員：昨年、厚生・文教常任委員会委員長としてそのことを陳述人にお話させていただいた。

片岡委員長：9 月定例会で取り扱う陳情書はこれまで同様に委員会へ送付とさせていただく。

宮川委員：陳情第 13 号であるが、市の事務に該当しないものと判断するがこれも送付するのか。

片岡委員長：要綱の規定から判断するに送付すべき陳情ではないと考えるかどうか。

須藤副委員長：前回は請願でなかったか。

議会事務局統括主査：臓器移植に関するものは以前から提出されるのだが、提出する団体も違えば、提出方法は請願、陳情と様々である。内容もかな

り違うものとなっている。直近であれば請願として提出され意見陳述もあった。

宮川委員：前は、今回の陳情者ではなかったか。

議会事務局統括主査：今回の陳述人に関するところでは、昨年の１２月に同様の内容のものが要望書として提出された。提出者は別の方であったが、今回の陳述人の名も要望書の連絡先に記載されていた。その際も陳情の形式的要件に合致するとして陳情として取り扱うか議論いただいたが、名称が要望書であったことや市の事務に適さないものとして全議員への配付に留めた。

須藤副委員長：その前に今回のようなものが提出されていなかったか。

議会事務局統括主査：臓器移植に関する内容の請願や陳情は提出者の立場から趣旨が大きく異なってくる。私の記憶によるところであるが、内容が不確かなものは全議員への配付に留めている。以前に請願として提出された際には、陳述人も意見陳述のために委員会へ出席された。

片岡委員長：陳情に書かれていることが正確なことであるかどうかの確認はできない状況である。要綱の規定に当てはまってくる。

各委員：配付に留める。

片岡委員長：陳情第１３号は全議員に配付に留めることとする。

⑨その他

（５０周年記念ポロシャツの着用について）

・伊藤議長から９月定例会初日に岩倉市制５０周年記念ポロシャツを全議員で着用する旨の提案有り。全議員で着用するものと決し、その旨を全議員へ連絡するものとした。

（定例会のコロナ対策について）

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

- ・傍聴自粛をお願いすることに決した。
- ・傍聴カードの設置は取りやめることに決した。
- ・請願・陳情の意見陳述人を含めた関係者の委員会室への入室を３人以内と決した。

（２）岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

【質疑】

質疑なし。

（３）令和５年３月（第１回）岩倉市議会定例会会期（案）について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

【質疑】

質疑なし。

(4) その他

(図書購入について)

伊藤議長：榊谷議員から提案された図書の購入について委員会のご意見を伺いたい。

榊谷委員：業者から送られてきた本の内容を判断して購入を検討してほしいということであった。

片岡委員長：議会費の予算としては問題ないのか。

議会事務局長：議会備品として予算化されているので購入は可能である。同じ図書でも価格帯によって備品又は消耗品として購入するかは判断する。

片岡委員長：今年度はこれまでに購入した物はあるか。

議会事務局長：まだない。

片岡委員長：内容から判断しないと何ともいえない。事務局に置いておいて各議員に見てもらうこととしたい。

宮川委員：業者への返答期限はいつか。

榊谷委員：特にない。じっくり検討してほしいとのことである。

片岡委員長：事務局に置いておき9月定例会中に各議員に本を見てもらうこととする。

12 その他

(議会だより音声版について)

議会事務局長：資料に基づき説明

大野議員：広報いわくらと市議会だよりでは頁数に隔たりが認められるが、謝礼として支払う際には考えないといけない。

片岡委員長：1回の市の謝礼はいくらか。

大野議員：1万円のような。

片岡委員長：音声版作成に係る機材も用意してほしいという要望である。

宮川委員：これは議会運営委員会で決定することか。

大野議員：予算に関わる件であるからである。

宮川委員：即答は難しい。

片岡委員長：会派に持ち帰って検討いただき、次回の議会運営委員会までに各会派の意見を取りまとめていただきたい。